

駅近「さかいで楽市楽座」 実行細則

(開催日、時間)

第1条 駅近「さかいで楽市楽座」の開催日、時間は次のとおりとする。

但し、坂出商工会議所青年部さかいで楽市楽座実行委員会（以下、委員会）の判断で、開催日、時間を変更することができるものとする。

毎月第3日曜日 午前9時から午後2時

2 天災（台風、地震）等でやむをえず中止することもある。

(出店許可)

第2条 駅近「さかいで楽市楽座」へ出店しようとする者は、別紙『駅近「さかいで楽市楽座」出店申込書』を原則として委員会が指定した日迄に必要事項を記入の上、事務局宛て提出し、委員会から駅近「さかいで楽市楽座」出店許可を受けなければならない。

2 出店の際には当日配布する『さかいで楽市楽座 出店者名札』をお客様から見やすいように掲示すること。

3 出店者は、出店許可・場所を第三者に再貸しをしてはならない。

(出店料)

第3条 1区画（間口2.5m、奥行き3.0m）3,000円とする。但し青果物のみ販売する場合および事業等をPRする場合（物品販売を伴わない）は1区画1,000円とする。（原則1区画とし、最大2区画まで）

2 年間契約として、一年分をまとめて申込みができることとする。

期 間 4月市から翌3月市までの12か月分

申込期限 3月末日

出店料 10か月分（支払いは4月市）

※ 単月で申込店でも4月市から数えて10か月を超える場合は無料とする。

3 電源の用意が必要な場合は、電気使用料として電化製品1つにつき200円徴収する。

4 既に支払った出店料については返金しない。但し、市（いち）が開催されなかった場合は、この限りではない。

5 出店料の支払方法、期日については別に定める。

6 委員会は四国旅客鉄道株式会社との取り決めにより、土地の使用料を必要に応じて支払うものとする。金額に関しては協議の上決定する。

7 天災により中止になる場合は、出店料は返金する。

(販売品目)

第4条 食品の販売にあたって香川県中讃保健福祉事務所の手続きが必要な商品については、これを出店者の責任で行うこと。

(器 材)

第4条 棚・机・椅子・テント・電源(ドラム)・調理水・養生等の必要な器材は原則として出店者で用意すること。

- 2 火気をあつかう場合は、必ず消火器(使用期限内)を出店者で用意すること。

(出店の可否、及び出店位置)

第5条 委員会で出店の可否、及び出店位置を決定し、その理由については公開しない。

- 2 雨天、強風などの天候によっては出店位置が変更になる場合がある。

(搬入、搬出)

第7条 出店者は搬入・搬出に次のとおりとする。

ハナミズキ広場での搬入は午前8時30分までに終え、搬出は開催時間後とする。

※ 坂出駅北口前バスターミナル及び坂出駅南口側(かもめ前)に車両の進入をすることはできない。

(駐 車 場)

第8条 駐車場は別途出店者の責任において確保することとする。

(委員会の開催日)

第9条 委員会の開催日は原則次のとおりとする。

毎月さかいで楽市楽座直前の月曜日 午後7時

毎月最終週の任意の日 午後7時

但し、祝日、年末年始などで変更することがある。

附 則

1. この細則は、平成23年2月15日から施行する。
2. この細則は、平成23年6月15日の役員会において改正する。
3. 一部改正 平成27年4月6日(第1条)
4. 一部改正 平成30年4月 日(第1条～第3条、第5条～第9条)